



2019年9月26日

各 位

会 社 名 東洋製罐グループホールディングス株式会社
代 表 者 名 取締役社長 大塚 一男
(コード番号 5901 東証第一部)
問 合 せ 先 総務部長 浅田 真一郎
(TEL 03-4514-2001)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社および当社の連結子会社である東洋製罐株式会社は、2018年2月6日に飲料缶の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、東洋製罐株式会社は、同委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様、お取引先様ならびに関係者の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

飲料缶の取引に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、当該違反行為が消滅していることを確認し、競争秩序回復のための必要な措置および同様の違反行為の禁止ならびに再発防止策等の必要な措置を取ることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の内容

納付すべき課徴金の額 120億1,409万円
納付すべき期限 2020年4月27日

3. 今後の対応

当社および東洋製罐株式会社は、このたびの排除措置命令および課徴金納付命令を厳粛かつ真摯に受け止め、内容を精査するとともに、今後の対応を慎重に検討してまいります。あわせて、当社グループは、これまで進めてきた再発防止への取り組みの一層の強化を図ってまいります。

なお、2017年4月20日に同委員会の立ち入り検査を受けた食缶の取引に関しては、本日、東洋製罐株式会社は、将来的に独占禁止法違反につながるおそれのある行為があったとして同委員会より注意を受けており、当社グループは引き続き法令遵守の徹底に努めてまいります。

4. 業績に与える影響

当該課徴金が2020年3月期連結業績に与える影響につきましては、2019年7月31日に公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、2020年3月期第1四半期決算において120億1,409万円を独占禁止法関連損失引当金繰入額として特別損失に計上済みであります。

以 上